



平成 18 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名：フロイント産業株式会社
代 表 者 名：代表取締役社長 堀 哲郎
(JASDAQ コード番号：6312)
問 合 せ 先：取締役経営管理本部長 白鳥 則生
電 話：(03) 5908 - 2611 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の第 42 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 当社の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条の事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 44 号 施行日 平成 15 年 4 月 1 日より、株主総会の特別決議の定足数を緩和することが認められました。この改正に対応し、当社においても株主総会の特別決議の定足数を緩和するために現行定款第 15 条の決議の方法に追加を行うものであります。

2. 変更の内容

(1) 事業目的の追加

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条	第 2 条
当会社は、次の事業を営む事を目的とする。	当会社は、次の事業を営む事を目的とする。
(1) 製薬・食品製造用・化学用機械の製造並びに販売	(1) 製薬・食品製造用・化学用機械の製造並びに販売
(2) 理科学医療機器の製造並びに販売	(2) 理科学医療機器の製造並びに販売
(3) 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、動物用医薬品、農薬賦形剤、結合剤・崩壊剤・コーテ	(3) 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、動物用医薬品、農薬賦形剤、結合剤・崩壊剤・コーテ

<p>ィング剤等の医薬品添加剤の製造販売並びに受託加工販売</p> <p>(4) 医薬品製造受託及び仲介</p> <p>(5) 食品、食品品質保持剤及び食品添加物の製造販売</p> <p>(6) 各種ゴム製品、プラスチック製品、合成塗料類の製造並びに販売</p> <p>(7) 建築用材料の製造加工販売並びに工事施工及び宣伝装飾用材料の製造販売並びに工事施工</p> <p>(8) 業務用家庭用電気機器、計器の製造並びに販売</p> <p>(9) 飼料の製造並びに販売</p> <p>(10) ビタミン、カルシウム、鉄分等の栄養素を補給するための栄養補助食品の製造販売並びに受託加工販売</p> <p>(11) 農産物、樹木、草花等の種子の被覆、造粒加工販売</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(12)</u> イチョウ葉エキス、植物種子の焙煎物、乳酸菌等の健康食品の製造販売並びに受託加工販売</p> <p><u>(13)</u> 電気工事及び管工事の設計、施工、請負並びに監理監督</p> <p><u>(14)</u> 機械器具設置工事の設計、施工、請負並びに監理監督</p> <p><u>(15)</u> 粉塵の除去、微粉回収用装置の製造販売</p> <p><u>(16)</u> 製薬・食品・化学等の開発研究、処方検討等の受託</p> <p><u>(17)</u> 前各号に関連する輸出入業務</p> <p><u>(18)</u> 前各号に関連する一切の業務</p>	<p>ィング剤等の医薬品添加剤の製造販売並びに受託加工販売</p> <p>(4) 医薬品製造受託及び仲介</p> <p>(5) 食品、食品品質保持剤及び食品添加物の製造販売</p> <p>(6) 各種ゴム製品、プラスチック製品、合成塗料類の製造並びに販売</p> <p>(7) 建築用材料の製造加工販売並びに工事施工及び宣伝装飾用材料の製造販売並びに工事施工</p> <p>(8) 業務用家庭用電気機器、計器の製造並びに販売</p> <p>(9) 飼料の製造並びに販売</p> <p>(10) ビタミン、カルシウム、鉄分等の栄養素を補給するための栄養補助食品の製造販売並びに受託加工販売</p> <p>(11) 農産物、樹木、草花等の種子の被覆、造粒加工販売</p> <p>(12) 農薬の製造販売並びに受託加工販売</p> <p><u>(13)</u> イチョウ葉エキス、植物種子の焙煎物、乳酸菌等の健康食品の製造販売並びに受託加工販売</p> <p><u>(14)</u> 電気工事及び管工事の設計、施工、請負並びに監理監督</p> <p><u>(15)</u> 機械器具設置工事の設計、施工、請負並びに監理監督</p> <p><u>(16)</u> 粉塵の除去、微粉回収用装置の製造販売</p> <p><u>(17)</u> 製薬・食品・化学等の開発研究、処方検討等の受託</p> <p><u>(18)</u> 前各号に関連する輸出入業務</p> <p><u>(19)</u> 前各号に関連する一切の業務</p>
---	---

(2) 決議の方法の変更

現行	変更案
<p>(決議の方法) 第 15 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法) 第 15 条 (現行どおり)</p> <p><u>(2) 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株 主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が 出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行な う。</u></p>

以 上